

2017年7月19日

県精連会員各位
(藤沢大和・湘南西湘・秦野足柄上・県央県北)

特定非営利活動法人
神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会
理事長 戸高洋充(公印省略)

県精連4ブロック定例会・研修会の開催について(ご案内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろより当会活動につきましては、ご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、4ブロック合同定例会と研修会(公開講座)を下記の通り開催いたします。ご多忙とは存じますが、定例会・研修会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

- 日時 2017年8月19日(土) 13時30分～(受付13時)
◆定例会:13時30分～14時15分
◆研修会:14時30分～16時30分
- 会場 あつぎ市民交流プラザ ルーム606
(厚木市中町2-12-15 アミューあつぎ)
- 研修会(公開講座) テーマ:「精神保健福祉法改正案」を考える
講師: 田園調布学園大学 教授 伊東秀幸氏



※定例会において、各委員会、部会、ブロックからの報告を行いますので、必ず報告者1名の出席をお願いします。
資料等がある場合は事務局にお送りください。

【連絡先】

県央県北ブロック長 佐藤慎二郎
ハートラインあゆみ ☎: 046-259-5712
県精連事務局(下田) ☎: 0463-79-9441
法人携帯: 090-4848-5870

継続審議

「精神保健福祉法改正案」を考える

～ 精神障がい者の地域生活は守られるのか！？ ～

先の通常国会において、「精神保健福祉法改正案」は成立されなかったものの、継続審議となり次期通常国会に再度提出されることとなりました。この改正案はその趣旨において、「相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実行され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う」という一文を冒頭に掲げました（後に削除）。これはこの事件の検証が終わらないまま、原因が現行の措置入院制度の問題であると置き換えられ、精神障がい者が重大な事件を起こすかのような間違った考えを増長させるものではないでしょうか。また、改正案には「精神障害者支援地域協議会」を設置する等、措置入院者等に対する支援を継続的に行う仕組みを整備するとしています。はたして、この改正案が施行されたとき、精神障がい者の地域生活は守られるのでしょうか。

支援者にとっても大きな問題ですので、相模原の事件から一年、いま起きている事について考えたいと思います。

公開講座ですので、皆様是非ご参加ください。

参加は自由です！！ 関心のある方は、どうぞお越しください。

日時： 2017年8月19日(土) 14:30～16:30

※ 当日は、13:30より14:15まで定例会を開催しています。

会場： あつぎ市民交流プラザ ルーム606

(厚木市中町 2-12-15 アミューあつぎ)

内容： 公開講座(研修会)

「精神保健福祉法改正案」を考える

講師： 田園調布学園大学 教授 伊東秀幸 氏



アミューあつぎ
厚木市中町 2-12-15

【連絡先】

県央県北ブロック長 佐藤慎二郎
ハートラインあゆみ ☎：046-259-5712
県精連事務局(下田) ☎：0463-79-9441
法人携帯：090-4848-5870